

事 務 連 絡
平成 23 年 8 月 31 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
専務理事 矢ヶ崎 忠夫

高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の隔離一時保管について

このたび、平成 23 年 8 月 25 日付け 23 生畜第 1278 号「高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の隔離一時保管について」をもって、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長及び同部畜産企画課長及び同局農業生産支援課長の連名で、北海道農政事務所長及び各地方農政局生産経営流通部長及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛てに通知したことについて、農林水産省生産局畜産振興課から同省ホームページに掲載した旨の情報提供と関係者への周知依頼がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知内容は、今般、原子力発電所事故に伴い放射性セシウムに汚染された稲わらのうち、8,000 Bq/kg を超えるものについては、遮へい等の隔離一時保管の方法について都道府県から農家等の関係者に指導を行うよう依頼したものです。

本件のお問い合わせ先

事業担当：長野

TEL 03-3475-1601

農林水産省

プレスリリース

平成23年8月25日
農林水産省

高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の隔離一時保管について

農林水産省は、高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等について、隔離一時保管の方法を指導します。

概要

原子力発電所事故に伴い放射性セシウムに汚染された稲わらのうち、8,000 Bq/kgを超えるものについて、遮へいなどの隔離一時保管の方法について都道府県から農家等の関係者に指導を行っていただくこととしました。

内容

1. 高濃度汚染稲わら等の取扱方針

8,000 Bq/kgを超える稲わら等は、県職員等による立会いの下、遮へいや地下水汚染防止措置を講じ、隔離一時保管を行います。

2. 隔離一時保管の方法

- (1)人がむやみに立入らない場所を保管場所として選びます。
- (2)遮水シートによる地下水汚染の防止や梱包などによる飛散防止を行います。
- (3)稲わら等の周囲を盛土、土のう等で覆い遮へいを行います。
- (4)人の立入を制限するため、例えば有刺鉄線などを巡らし、立入禁止を示す標識を設置する等の措置を行います。

3. 保管状況の記録

稲わら等の所有者は、保管場所や保管状況等の記録を保管します。

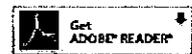
<添付資料> (添付ファイルは別ウィンドウで開きます。)

- ・ 高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の隔離一時保管について(PDF:104KB)

— お問い合わせ先 —

生産局畜産部畜産振興課草地整備推進室
担当者:小倉, 丸井
代表:03-3502-8111(内線4916)
ダイヤルイン:03-3502-5993
FAX:03-3580-0078

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



[ページトップへ](#)

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

(別紙)



23生畜第1278号
平成23年8月25日

北海道農政事務所長 殿
各地方農政局生産経営流通部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
畜産企画課長
農業生産支援課長

高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の隔離一時保管について

先般、「高濃度の放射性セシウムを含む稲わらの取扱いについて」（平成23年7月28日付け農林水産省生産局畜産振興課長、農業生産支援課長連名通知）及び「暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について」（平成23年8月19日付け農林水産省生産局畜産振興課長、農業生産支援課長連名通知。以下「8月19日付け通知」という。）により、畜産農家等の被ばくの影響の低減や安全な牛肉の生産に必要な取組や空間線量調査実施等の留意点をまとめ、都道府県に対して指導の徹底をお願いしたところです。

今般、8月19日付け通知の3（2）において別途通知とされていた、8,000 Bq/kgを超える放射性セシウムを含む稲わら等の取扱いについて、原子力安全委員会と協議の上、下記のとおり隔離して一時保管することを旨として取りまとめましたので、貴職から貴管内の関係県に対して、早急かつ適切な線量の測定及び隔離一時保管の実施並びにその際の立会いについて御指導願います。

なお、今後新たな知見が得られれば、本通知を見直すことがありますので申し添えます。

記

- 1 高濃度の放射性セシウムを含む稲わら等の取扱い方針
 - (1) 8,000 Bq/kgを超える放射性セシウムを含む稲わら等（当該稲わら由来の家畜排せつ物及び堆肥を含む。以下同じ。）については、最終処分方法が決まるまでの間、2により隔離一時保管を行い、3により保管状況の記録を行う。

(2) また、8,000 Bq/kgを超える放射性セシウムを含む稲わら等については、本通知に基づく措置に加え、8月19日付け通知の1に基づく稲わら等への着色、シート被覆、封印、県職員の定期的訪問による状況把握等の措置もあわせて行う。

2 隔離一時保管の方法

隔離一時保管の方法については、原則、「福島県内の災害廃棄物の処理における一時保管」(平成23年7月28日環境省)により、適切に放射線を遮へいできる鉄筋コンクリートなどの建物等において、一時保管する。

ただし、このような一時保管が困難な場合は、以下(1)から(6)に示す方法により、県職員等の立会いのもと隔離一時保管を行うこととする。

(1) 隔離一時保管場所の選定

- ① (6)による境界管理が可能な場所(すでに稲わら等を保管している場所を含む。)を選定する。
- ② 隔離一時保管場所の選定に当たっては、迅速な隔離一時保管を行うため、当該稲わら等を所有する畜産農家の所有地のほか、公有地及び国有地等の使用についても関係者間で調整する。

(2) バックグラウンド線量の測定

隔離一時保管場所が選定された場合には、予め当該場所の空間線量を数カ所偏りなく測定し、その平均値をバックグラウンド線量とする。ただし、すでに稲わら等を保管している場所で隔離一時保管を行う場合は、稲わら等から十分距離を置いた周辺地域の空間線量を数カ所測定し、その平均値をバックグラウンド線量とする。

(3) 稲わら等の移動

稲わら等の移動が必要となる場合には、8月19日付け通知の2に基づくこととし、作業者の被ばく量を可能な限り低減するよう努める。

(4) 地下水汚染及び飛散の防止

- ① 屋外で隔離一時保管する場合には、地下水汚染を防止する観点から雨水を地下に浸透させないために敷いた遮水シートの上に、フレコンバックによる梱包等の飛散防止措置を講じた稲わら等を配置する。
- ② 建物内で隔離一時保管する場合には、必要に応じて遮水シートで覆う等の地下水汚染防止措置を講じる。

(5) 稲わら等から放出される放射線の遮へい

隔離一時保管場所に稲わら等を一時保管した状態で、隔離一時保管場所の境界((6)により適切な措置を講じる境界)の空間線量を測定し、バ

ックグラウンド線量と差がある場合には、以下により差がなくなるように遮へい措置を講じる。

- ① 屋外で隔離一時保管する場合には、稲わら等の周囲及び上部を盛土や土嚢等で覆い、更に遮水シートや仮設の屋根で覆う等の適切な措置を講じる。
- ② 建物内で隔離一時保管する場合には、稲わら等の周囲を盛土や土嚢等で覆う等の適切な措置を講じる。

(6) 隔離一時保管場所の境界管理

人の立入を制限するため、隔離一時保管場所の境界には例えば有刺鉄線などを巡らし、立入禁止を示す標識を設置する等の適切な措置を講じる。

3 保管状況の記録

隔離一時保管を行う場合には、稲わら等の所有者は、以下の項目について記録し保存する。

- (1) 隔離一時保管場所の住所、施設名
- (2) 隔離一時保管の開始日
- (3) 隔離一時保管した稲わら等の収穫地、種類・形態（寸法）・量（個数・重量）
- (4) 隔離一時保管の方法（図面）、状態及び境界線の位置
- (5) 隔離一時保管前後の空間線量
 - ① バックグラウンド線量（ μ Sv/h）
 - ② 稲わら等の放射線量（Bq/kg）
 - ③ 隔離一時保管後の盛土等の周囲の表面線量（ μ Sv/h）
 - ④ 隔離一時保管場所境界の空間線量（ μ Sv/h）
- (6) 隔離一時保管場所周辺の地図